観光地域づくり実践プラン」について

観光の振興は、観光立国関係閣僚会議において観光立国行動計画が決定されるなど、政府の重要課題となっています。

このような中で国土交通省では、魅力ある観光地づくりの推進のため、 平成15年度より先進的な地域の取組みを所管のハードやソフト事業、施策 により総合的、重点的に支援する観光交流空間づくりモデル事業(以下、 「モデル事業」という。)を実施し、平成15・16年度において、全国24地 域を選定したところです。

今年度からは、「国際競争力のある観光地づくり」をより推進するため、 モデル事業を新たに観光地域づくり実践プラン(以下、「実践プラン」と いう。)として見直し、外国人観光客の増加、地域の経済活性化等を目的 とした、観光を軸とした地域づくり(観光地域づくり)の取組みを支援し ていきます。

1.スケジュール

6月 7日 募集開始

7月 8日 応募登録票締切

9月30日 応募締切

10月下旬以降 実践プランの選定

応募予定協議会は、地方整備局企画部、北海道開発局開発監理部、地方運輸局企画振興部、沖縄総合事務局運輸部または開発建設部(以下、「地方支分部局」という。)に応募登録票を提出して登録を行うことにより、計画書の内容について登録を行った地方支分部局で事前相談を受けることができます。

2.実践プランの概要

観光立国実現に向け、地域に住む人々がその地に住むことに誇りを持ち、幸せを感じるとともに、外国人観光客にとっても魅力あふれる「一地域一観光」の推進が求められています。

そこで実践プランでは、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める観光地域づくりを、以下のように支援していきます。

(1) 地域の自助努力による観光地域づくりを国土交通省が後押し

地方公共団体やNPO、観光協会等幅広い関係者が協議会を設立し、アクションプログラムの策定や事業の実施を行う、自律的に進める観光地域づくりを、国土交通省が後押しします。

(2) 国土交通省は各関係主体の取組みを総合的に支援

観光地域づくりの成功を後押しするため、国土交通省はインフラ整備等のハード施策とディスティネーションキャンペーン展開等のソフト施策の両面から、地域の進める必要な事業を総合的に支援します。

(3) NPO等民間事業者が実施する事業も支援対象

実践プラン対象地域において、NPO等の民間事業者が進める観光戦略の核となる魅力ある地域づくりの重要な取組み、交流活動等を支援します。

【参考】モデル事業を実践プランへ ~ 見直しのポイント~

<u>(1) モデル事業を発展させた地域づくりへ</u>

従来のモデル事業を発展的に見直して、モデル的な取組から、観光を軸とした魅力ある地域づくりのための取組として実施します。

(2) 外国人観光客の増加を目標へ

外国人観光客の増加を目標として明確に位置付け、地域が主体的に観光立国の実現に向けた取組を推進することを促進します。

(3) 透明性の向上

実践プランの選定にあたっては、学識者等からなる委員会で推薦するプロセスを導入し、より透明性の高い選定方法を実施します。

(4) 事業の横断的な取組の強化

モデル事業で実施してきた国土交通省の所管事業による支援に、 外客誘致法に基づいてNPO等の民間事業者が実施する「地域観光 振興事業」を新たに加え、より効果的な取り組みを推進します。

登録及び応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手することができます。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kankoplan/index.htm)